

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山形県

2 構造改革特別区域の名称

超精密技術集積特区

3 構造改革特別区域の範囲

山形市、米沢市、寒河江市、上山市、天童市、東根市及び山形県東置賜郡高島町の全域

4 構造改革特別区域の特性

[基幹産業である製造業の強化を通じた自立的経済発展基盤の確立]

本県では昭和 40 年代の早い時期から企業誘致に積極的に取組み、平成 9 年 10 年には企業立地件数が全国トップとなるなど、半導体関連産業を始めとした電気機械製造業の分野で東日本でも有数の集積が形成された。

その結果、県内総生産に占める製造業の割合が 21.6%（平成 12 年）と、他産業に比較して最も高く、構成比の順位では全国第 6 位、東北でも第 2 位となるなど製造業への依存度の高い地域となっている。

しかしながら、経済のグローバル化の進展に伴い生産拠点の海外展開等が進み、特に電気機械製造業の量産型の製品分野を中心に、出荷額と従業員数が大きく減少するなど厳しい状況に置かれており、本県の経済に大きな影響を与えている。（平成 13 年の電気機械製造業出荷額は、平成 12 年比で 2,426 億円（17.3%）の減少となっており、その波及効果を含めると 3,469 億円の生産額の減少と見られる。この数値は、県名目成長率を 3.3%低下させると試算されている。）

このような状況を踏まえ、本県経済の活性化の実現に向けた施策の実施が求められているが、何よりも域外からの所得確保の面で基幹的な役割を担う製造業の競争力の強化を図り、ここで得た所得を、少子高齢社会に対応した生活関連型サービス業や、他地域に比較して成長余力を有する事業所関連サービス業の育成振興を通じて域内で循環させていく自立的な経済発展基盤の形成が急務となっている。

【「産」「学」「官」のポテンシャルの高さ】

本県、とりわけ当該特別区域においては、「産」「学」「官」のいずれも高いポテンシャルを有している。

一つには、「産」における技術集積の厚みである。

長年にわたる積極的な企業誘致活動が結実し、システムLSIや半導体製造装置等の先端技術分野で層の厚い企業群が形成され、これら誘致企業と地場企業との取引を通じて、ものづくりの基盤となる、精密機械加工技術、金型製作技術、表面処理技術、熱処理技術等での高いレベルの技術集積が図られている。

さらに、これらの集積を活かして、透過型電子顕微鏡といった先端的技术分野で、部品加工から完成品の組み立て調整まで県内で一貫して行うための生産体制の確立に向けた動きがみられるほか、山形大学の技術シーズを活用した医療用画像診断装置等の事業化が実現しつつある。

特に、超精密加工技術分野での地域波及を目的に県内の企業により組織化されている「金型・精密加工技術研究会」において、その7割の企業が本特区内に集中しているほか、有機エレクトロニクスバレープロジェクトのスタートに当たり全国に向け情報発信するために開催したシンポジウムには、全国から229社に上る企業の参加があったが、県内企業83社214人の参加の内、当該特別区域内の企業は70社(84.4%)186人(86.9%)となっており、当該特別区域内の超精密技術領域のポテンシャルの高さ、企業の関心の高さが伺える。

二つには、「学」のポテンシャルの高さである。

昭和60年に設立した財団法人山形県テクノポリス財団を核にしながら、ライフサポートテクノロジー(生命・生活支援工学)のコンセプトの下、先端技術分野での研究開発プロジェクトに取組み、それらを背景として、山形大学工学部内に地域共同研究センターやベンチャービジネスラボラトリーが開設されるなど、大学を核にした産学官連携推進体制の強化が図られた。

その結果山形大学工学部では、世界初の人絹繊維の開発以来長い歴史を有する高分子材料を始め、セラミックス等新素材、有機EL等の分野で全国有数の研究シーズが集積するとともに、これらシーズを活用して産業界との結びつきを強めようとする機運が高まっており、現在では、大学発のベンチャーが3社設立(本社:山形市1社、米沢市2社)されるに至っている。

三つには、「官」の取組みである。

ライフサポートテクノロジーの取組みのほか、平成11年には山形大学工学部教官と県職員の人事交流を全国に先駆けて実施(山形大学助教授 県企画調整課科学技術振興室副主幹、県工業振興課研究開発係長 山形大学大学院ベンチャービジネスラボラトリー助手)し、RBセラミックス(米ぬかから抽出した新セラミックス)の企業化(東根市、天童市)や、機能性プラスチック(金属とプラスチックの機能を併せ持った新素材)の事業化に向けた地域企業によるコンソーシアム体制の整備(米沢市)など先進的な取組みが展開されている。

[当該特別区域の主要指標]

(単位 : 人、所、万円)

	全 県	区 域 内	シェア
人 口 (12 年国調値)	1,244,147	565,868	45.5%
事業所数 (13 年事業所統計値)	70,523	32,376	45.9%
製造業事業所数 (13 年工業統計値)	3,844	1,207	31.4%
製造品出荷額等	267,080,616	164,369,341	61.5%
付加価値額	92,318,084	51,592,107	55.9%

5 構造改革特別区域計画の意義

[特区計画の目指すもの]

本区域内の各機関では超精密技術分野において、研究開発から事業化に至るまでの各般の取組みが進められている。

山形大学においては、有機エレクトロニクスやナノレベルでの材料制御による新素材の開発、新しい特性を有するセラミックスやプラスチックなど、他には類を見ない、全国的にも高い技術水準を誇っている。

産業界においても、光干渉技術を利用した医療用画像診断装置や、透過型電子顕微鏡等の先端製品分野でのものづくりが進められている。

わが国産業界を取り巻く環境は、いわゆるエマージング諸国のキャッチアップによるものづくりの空洞化や、長年日本的企業経営の象徴とされてきた終身雇用制の終焉、企業系列の崩壊等、これまで経験したことのない構造的な変化を迎えつつあり、本県においても進出企業を中心に大規模な雇用調整や生産拠点の撤退等が相次ぎ、極めて厳しい局面に置かれている。

このような時期にこそ、既成の殻を打ち破り、地域自らが新しい産業発展の芽を創出・育成し、自立的・持続的な経済発展を遂げていくための基盤整備に急いで取り組むことの意義は極めて大きい。

このため、全国的にも高い水準を誇るものづくりの技術が集積している強みと山形大学の有する先端的な技術シーズを融合した「超精密加工テクノロジープロジェクト」(プロジェクト期間：平成 15～18 年度、事業費総額：6 億 4 千万円、財源：県単独、一部国庫補助)及び「有機エレクトロニクスバレー推進プロジェクト」(プロジェクト期間：平成 15～21 年度、事業費総額：43 億、財源：県単独)の 2 つのプロジェクトを県が主導して積極的に展開していく。

プロジェクトで得た成果は、地域企業に優先的に供与しながら、ものづくり

分野でのオンリーワン、ナンバーワンを目指すとともに、全国ひいては世界に積極的に情報発信しながら、超精密技術分野での「知識」や「技術」の集積を図ることとしている。

このため、プロジェクトの推進に当たっては、

- ・地域の企業が参画する「研究会」との連携
研究会を通じて研究開発に対する実需をくみ上げプロジェクトの研究テーマに反映させるとともに、地域企業との共同研究を積極的に展開
- ・国、研究開発機関との密接な連携
経済産業省本省、東北経済産業局、独立行政法人産業総合研究所、新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）の全面的な協力によるプロジェクトの推進を図ることとしている。

特に「有機エレクトロニクスバレー推進プロジェクト」については、

- ・「ものづくり工房」の併設
有機エレクトロニクス研究所（仮称）に、地域企業が自由に出入りができて、研究所の研究者と協働して商品開発や試等ができる場を併設する
- ・研究成果を活用した事業化のための「貸し工場」の提供
研究所が入居する空き工場の空きスペースを低廉な料金で成果活用企業に提供し有機エレクトロニクス分野での「研究開発」「ものづくり」の一大拠点の構築を目指す
- ・アドバイザーボードの設置
研究開発が近視眼的に陥らないよう、また、産業界の実需から乖離することのないよう、産業界や専門機関等の外部委員を招いたアドバイザーボードを設置し、研究成果の客観的評価と地域企業への成果波及を促進する

などの本県独自の仕組み・機能を付与することとしている。

本計画では、計画区域内の超精密技術分野に属する各般の取組みの総力を結集して新しい産業発展基盤を創造し本県経済の活性化を図ることし、その実現に向けた推進力となる「規制の特例」を掲げるものとする。

[規制の特例を活用した地域産業活性化戦略の展開]

県では平成15年度から、「超精密加工テクノロジープロジェクト」と「有機エレクトロニクスバレー推進プロジェクト」の2つの先導的プロジェクトに重点的に取組み、当該分野での産業クラスターの形成を図ることとしている。

このプロジェクトでは、他地域に先駆けて「超精密技術」領域における研究開発に産学官を挙げて取組み、そこで得た「ものづくりのノウハウ」や「特許」等の知的財産を、地域経済活性化のために戦略的に活用することとしている。

また、プロジェクトの推進に当たっては、

- ・ 産学官連携促進による研究開発の推進
- ・ 研究成果の早期実用化・事業化
- ・ 関連分野における研究機関や企業の集積

の3つのステップによるシナリオを想定しており、各フェーズに対応した規制の緩和や特例措置を活用し、その実現を目指していくものとする。

[構造改革特別地域検討委員会の設置]

本計画の実現可能性を高めるため、産業界、大学、学識経験者で構成する「検討委員会」を設置し、それぞれの立場から、意見、要望等を集約するとともに、検討会での情報交換を通じて、計画概要の周知・普及を図った。

今後、必要に応じて検討会を開催し、計画内容について実態を反映したものにするとともに、実現のための具体事例を集約する場として活用することとしている。

6 構造改革特別区域計画の目標

超精密技術の領域での研究開発の推進、研究成果の早期実現、関連分野の産業の集積を図る。

当面は、「超精密加工テクノロジープロジェクト」、「有機エレクトロニクスバレー推進プロジェクト」の実現をより確実にかつその加速化を図ることを核として展開していく。

[研究開発の推進、研究成果の早期実現]

研究開発の推進、研究成果の早期実現を図るためには、産学官連携をより強力に推進していくとともに、当該分野で有為な研究者を確保できるかが重要な要因となってくる。

本特区計画では、有機エレクトロニクス等厳しい開発競争が展開されている分野で地域の優位性を確保するため、規制の特例を導入することにより、山形大学との連携強化を図るとともに、世界的なレベルで有為な人材を研究者として招聘するなど、「知識集約型の地域づくり」を進めるための環境を整備する。

この中で、海外から広く研究者を募る理由として、例えば有機エレクトロニクス技術分野の例を挙げれば、

- ・ 有機材料の長寿命化、発色性の向上等が課題となっており、欧米が先行する有機成分野の研究者の招聘を図る必要があること、
- ・ 有機エレクトロニクス分野で新たな産業基盤を確立するためには、他に先駆けて製品化技術の確立に取り組む必要があるが、一方では、有機EL製品がマーケットで評価・認知され、各メーカーが有機EL製品分野に参入し、市場である程度のシェアを確保することが不可欠であり、当該分野に参入意欲のある欧米や台湾、韓国等の照明・家電メーカーからの研究者の参画を得る必要があること などがあ

[関連分野の産業の集積]

上記 4 に記述したとおり、本特区内には関連分野において高いポテンシャルを有する企業群が存在している。これら企業を中核として、共同研究や O R T（オンザリサーチトレーニングの略 = 試験研究機関が行う研究開発に企業から派遣された技術者が協働して従事するもの。研究開発を通じて技術移転を図る手法として有効であるとされている。）研究成果に係る講習会、試作会等を通じて技術移転を行い、他地域にはない高い技術競争力を持つ地域を形成していく。

さらに、特例の活用により、エマージング諸国等で生産される価格競争力に優れた部材の調達の容易化など、国際貨物の円滑な流通を支える環境を整備し、超精密技術の集積の実現に資する強固な経済基盤を構築する。

[全国への波及]

当該分野の技術開発は、地域経済の活性化はもとより、今後の我が国の成長分野を支える技術基盤の形成、及び成長性、市場性が期待される新分野の商品化、事業化を図るもので、その技術的、経済的效果は広い範囲で波及していくものと思われる。

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- ・ 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業の活用により、有機エレクトロニクスプロジェクトの研究開発の促進、山形大学大学院教授が開発した光干渉技術を活用した画像処理診断装置関連ベンチャー企業での事業化が一層加速されることが期待される。
 - ・ 外国人研究者の受入れ事業促進、特定事業に係る外国人の入国・在留申請優先処理事業の活用により、山形大学工学部で取組まれている有機 E L 研究に係る国家プロジェクトや本県が 15 年度から本格的に実施する有機エレクトロニクスバレープロジェクト、山形大学に設置されている産学官連携機関（地域共同研究センター、ベンチャービジネスラボラトリー）や民間企業における超精密技術関連分野での外国人研究者に受入が容易になり、研究開発の加速化や産業集積促進のための推進力になることが期待される。
 - ・ 国の試験研究施設の使用手続きの使用容易化事業、国有施設の廉価使用の拡大による研究交流促進事業の活用により、山形大学工学部、地域共同研究センター、ベンチャービジネスラボラトリー等で取組む超精密技術分野での研究交流が促進され、本区域内での知識集約、産業集積の加速化が期待される。
 - ・ 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業の活用により、特区内の国際貨物の取扱量は当初ベースで年間約 80 億円程度増加するとともに、新たな保税蔵置場の設置も見込まれることから、通関量は順次拡大し、概ね 5 年後には約 20% 増の 95 億円程度になるものと期待される。また、この特例の活用併せ、改正関税法に基づく非居住者による国際 V M I（Vender Managed Inventory 部品供給メーカーによる在庫管理）の導入を支援することで、海外調達に係る在庫負担の圧縮、輸入に係るリードタイムの短縮等が図られ、産業競争力の強化が期待される。

当面実施するプロジェクトの効果

[超精密加工技術の確立]

県工業技術センターに研究開発拠点を整備し、次の3つのテーマを掲げ産学官連携による共同研究に取り組む。

- ・ 高精細加工技術の開発
(ミクロンオーダーからナノオーダーへ加工精度の飛躍的向上)
- ・ 新素材、脆性材料等の超精密加工技術の開発
(エマージング諸国が追随できない新たな素材へのチャレンジ)
- ・ 非触媒、加工機上計測
(超精密加工技術を裏打ちする計測技術の確立)

このプロジェクトで得た研究成果については、県内企業との共同研究や研究成果に係る講習会、研修会等を通じた技術普及により、全国トップレベルの技術を持つ企業を育成するとともに、関連企業(約1700社)への技術波及を通じ、地域における競争力強化と付加価値の向上が期待される。(別添「資料1」参照)

[有機エレクトロニクス分野における産業の集積]

中核となる有機エレクトロニクス産業は、有機ELディスプレイに見られるように極めて高い市場性、成長性が期待されている。

本県では平成15年度に、有機ELの世界的な研究者である山形大学工学部の城戸教授を中心に有機エレクトロニクス研究所(仮称)を開設するとともに、平成21年度までの7年間にわたり研究開発プロジェクトを実施する。

本プロジェクトでは、

- ・ 有機ELパネルの量産化技術の開発
- ・ 「発光パネル」を活用した2次製品の開発・製品化
- ・ 有機半導体等の次世代型技術の開発 に取り組むこととしており、

パネル製品分野や、有機EL製造装置関連産業等の分野において、地域企業への成果波及を見込む。

この結果、プロジェクト終了年次の2009年には、県内の有機EL関連製造品出荷額で600~800億円程度、1,400~1,900人の雇用吸収、20件程度のベンチャー創出(社内ベンチャーを含む)が見込まれる。

(別添「参考資料1」参照)

8 特定事業の名称

国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）

外国人研究者受入れ促進事業（501～503）

特定事業に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）

国の試験研究施設の使用容易化事業（705）

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（813）

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（815）

距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（706）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

[関連事業の内容]

（1）超精密技術の確立と産業の集積

超精密技術分野に属する「加工技術」「素材開発」「デバイス開発」「装置開発」等多分野にわたる技術・産業集積を目指す。

当面、平成15年度から「超精密加工テクノロジープロジェクト」「有機エレクトロニクスバレー推進プロジェクト」の2つの先導的プロジェクトに取り組むこととしており、産学官連携、外国人研究者の招聘等による技術開発を促進し、その成果を地域に波及させ、競争力の強化を図る。

超精密加工テクノロジープロジェクトの概要

目的

電気機械や一般機械等「ものづくり産業」において、海外等との技術競争力を強化するとともに、今後の我が国の成長分野を支える技術基盤を形成するため、加工精度をナノレベルにまで高める超精密加工技術の確立を図る。

実施体制・期間

- ・ 県工業技術センターが中核となり、山形大学等と県内企業60数社が参加する「金型・精密加工技術研究会」を母体とした産学官共同研究
- ・ 実施期間は平成15年～18年度の4年間

研究内容

- ・ 高精細加工技術の開発
- ・ 新素材、脆性材料等の超精密加工技術の開発
- ・ 非触媒、加工機上計測

事業費総額

6億4千万円（県単独予算、一部国庫補助）

有機エレクトロニクスバレープロジェクトの概要

目的

有機ELを核とした有機エレクトロニクスに係る研究拠点、有機エレクトロニクス研究所（仮称）を整備し、地域企業への技術移転等により関連産業の集積を図る。

実施体制・期間

- ・有機エレクトロニクス研究所（仮称）における、山形大学教員と県内外の企業との産学官共同研究
- ・研究所における研究期間は平成15～21年度の7年間
- ・設置場所は米沢市八幡原中核工業団地の空き工場を活用
平成12年12月に撤退した[]の空き工場を活用
生産の空洞化を象徴する誘致企業撤退第1号となった「現場」を本県産業再生のための新たなプロジェクトに活用
- ・地域企業の参画する研究会を設置
研究開発に企業のニーズをフィードバック
- ・「ものづくり工房」の併設
地域企業が自由に出入りできて、研究所の研究者と協働して製品開発、試作ができるオープンラボを併設
- ・外部評価委員等で構成するアドバイザリーボードの設置
研究成果の客観的評価、地域企業への成果波及促進
- ・研究成果を活用した事業化のための「貸し工場」の提供
研究所が入居する空き工場の空きスペースを低廉な料金で成果活用企業に提供
有機エレクトロニクス分野での「研究開発」「ものづくり」の一大拠点の構築を目指す

研究内容

- ・製造技術開発
- ・有機デバイス開発
- ・商品開発

研究費総額

43億円（県単独予算、県が造成した基金）

（2）関連企業の集積促進

山形自動車道や東北中央自動車道（山形南IC～東根IC、米沢北IC～南陽・高畠IC開通済み）、山形新幹線、山形空港（東根市）等交通インフラが整備されている地域優位性を活かすとともに、本県独自の優遇制度を設け関連企業の誘致を図る。

[超精密技術関連領域の産業集積のための本県独自の制度]

研究開発の推進

- ・山形大学工学部教員と県職員の人事交流の継続
- ・研究萌芽育成事業、産学共同研究助成事業等、研究シーズと発掘と企業化、産業化に向けた支援の実施

大学と企業の企業化に向けた共同研究のための助成制度

助成規模 @500 千円～2,000 千円、助成総枠 30 件

- ・生物ラジカル研究の推進

フリーラジカルの挙動解析のための診断装置の開発

- ・マイクロマシン研究開発・企業化の推進

M E M S (Micro Electro Mechanical System) 技術を活用した各種センサーの製品化のための産学官プロジェクト

世界初の多軸加速度センサーの開発に成功

起業化・事業化の推進

- ・県有未利用施設（米沢高等技術専門校、15 年 3 月に閉校）を活用した、インキュベーション施設の開設（フルオープン 15 年 10 月目途）

産業の集積促進

- ・企業立地促進補助金

工業団地等への立地促進のための補助、上限 3 億円

- ・産学官共同研究開発費補助金

県内に立地する企業が、大学等教育機関と共同研究を行う場合の補助
上限 3000 万円

- ・産業立地促進資金融資

工業団地等への立地の際の設備資金、運転資金の融資

貸付限度：5 億円、利率：年 0.9%、対象経費：土地を含む全事業費

(3) 知的財産の戦略的活用

先行的技術分野で研究開発を行う有機エレクトロニクスバレープロジェクトの成否については、当該分野の研究開発に世界の大手メーカーがしのぎを削っている状況を鑑みると、知的財産の活用戦略いかにかかっているものといえる。

このプロジェクトの研究開発については財団法人山形県企業振興公社に付設する「有機エレクトロニクス研究所（仮称）」において中核的に進めることとしており、そこで得られる知的財産の活用方策の一環として、成果活用企業への知的財産権の現物出資などによるエクイティー収入を確保することも検討している。

民法上の規制の特例（公益法人の出資の容認、株式保有の容認）を提案しつつ、事業効果の地域波及を図る。

別紙

1 特定事業の名称

国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立山形大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

山形大学の教員が超精密技術分野の研究成果活用企業役員として兼業を行う場合に、勤務時間内兼業を可能とする。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）時間内兼業の必要性

現在認められている時間外の兼業については、勤務時間の割振りで対応していることから、実質的には時間数の制約がある。（山形大学では原則週8時間以内としている。）兼業により研究成果を効率的かつ早期に技術移転を行うためには、できるだけ企業側の要請に応じた時間数、時間帯等柔軟に対応していくことが求められる。

（2）特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究の成果活用企業役員として兼業を行う場合に、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	国立山形大学 （代表者 仙道 富士郎 学長）
住所	山形市小白川町一丁目4 - 1 2
概要	<p> 設立： 昭和 24 年 5 月 概要： 当該大学には、県内 3 市に 6 学部が所在する。 本特区計画では、主に米沢キャンパス内にある以下の組織、 施設との連携が図られることとしている。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部 ・ 大学院理工学研究科 ・ 地域共同研究センター ・ 大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL) <p> 特定状況 当該大学米沢キャンパス内の組織、施設に所属する教員の内、本特区に関連する分野で兼業を行っている教員は次の 1 名。 </p> <p> 区 分：研究成果活用型 研究分野：超精密技術関連 教 員：大学院 ██████████ 教授 兼業先： ██████████ </p> <p> 上記教員については、時間内兼業の意向を示しており、特区認定後、速やかに手続きを行う予定である。 </p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)</p>
意見を聴いた日時	<p>平成15年2月27日、3月10日・25日</p>
意見を聴いた方法	<p>地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。</p>
意見の概要	<p>1．山形大学大学院理工学科教授において特例の活用を予定していることから、特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。 2．それ以外の超精密技術領域の教官についても、活用が考えられることらか、特例の認定の実現を期待する。</p>
意見に対する対応	<p>1．特例措置の開始時期を早めることとした。</p>

別紙

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501～503）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

（1）国立山形大学

（2）有機エレクトロニクス研究所（仮称）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

（1）国立山形大学

《機関》

名 称：国立山形大学

所在地：山形市小白川町一丁目4 - 12

概 要：当該大学には、県内3市に6学部が所在する。

本特区計画では、主に米沢キャンパス内にある以下の組織、施設との連携が図られることとしている。

- ・工学部
- ・大学院理工学研究科
- ・地域共同研究センター
- ・大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

《施設》

名 称：国立山形大学工学部（超精密技術分野における中核施設）

同大学地域共同研究センター（超精密技術分野における中核施設）

同大学大学院ベンチャービジネスラボラトリー

（超精密技術分野における中核施設）

所在地：米沢市城南四丁目3 - 16（米沢キャンパス内施設）

《事業内容》

国立山形大学工学部（米沢キャンパス内施設）において、超精密技術分野の研究活動若しくは研究事業活動に従事しようとする外国人を受入れる。

(2) 有機エレクトロニクス研究所(仮称)

《機関》(運営主体)

名称: 財団法人 山形県企業振興公社

所在地: 山形市城南町一丁目16-1

概要: 国、県等が企画する各種産業施策の実施主体として平成7年に設立。

《中核》

名称: 有機エレクトロニクス研究所(仮称)

(有機エレクトロニクス技術分野における中核施設)

所在地: 米沢市八幡原

概要: 米沢八幡原中核工業団地内の工場を借上げて整備

主たる財源は、県補助金、上記公社基金

研究期間は、平成15年度から21年度の7年間

職員は、40名程度(内研究員30名)

いずれも基本的には公募による採用

《事業内容》

今年度中に県が財政支援して本特区内に整備予定の有機エレクトロニクス研究所において、研究に従事する外国人を受入れる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究活動若しくは研究事業活動に従事しようとする外国人について、構造改革特別区域法第15条に規定する「出入国管理及び難民認定法」の特例を適用する。

(2) 適合性判断の根拠

当該特区内に特定の分野に関する研究のための活動の中核となる施設が所在し、かつ、当該施設の周辺に当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う施設が相当程度集積するものと見込まれ、又は当該施設の周辺におけるこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。

本特区内には、幅広い分野で超精密技術に係る研究や有機エレクトロニクスに関する国家プロジェクトを展開している山形大学、「超精密加工テクノロジープロジェクト」の中核となる試験研究機関の山形県工業技術センター、今年度中に整備予定の有機エレクトロニクス研究所関連する分野で研究のための活動の中核となる施設が所在する。

また、「超精密加工テクノロジープロジェクト」及び「有機エレクトロニクスバレープロジェクト」では、研究成果を関連企業に円滑に技術移転するための諸施策を展開しながら、地域における関連分野の産業の発展を図ることとしている。

本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において特定の分野に関する研究を行う業務に従事する活動を行う外国人が併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことにより、当該構造改革特別区域において、当該特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展が相当程度見込まれること。

本県では、特区内に廉価で使用できるインキュベーション施設をすでに1箇所設置（山形アルカディアソフトパーク団地内に1箇所）しているが、15年度には新たに2箇所（米沢オフィスアルカディア団地内に1箇所、閉校後の米沢高等技術専門校を活用し1箇所）を整備するなど、ベンチャー企業支援の環境整備が進められている。

これら施設の活用等により、外国人研究者が当該研究分野に関する事業を自ら経営する活動を行うことも期待されるところであり、特に、有機ELは新産業創出の有効な資源であり、その研究から派生するシーズにより多種多様な研究、商品化・事業化が想定されることから、当該分野の産業の発展が見込まれる。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	<p>国立山形大学 （代表者 仙道 富士郎 学長）</p>
住所	<p>山形市小白川町一丁目4 - 1 2</p>
概要	<p>設立： 昭和 24 年 5 月 概要： 当該大学には、県内 3 市に 6 学部が所在する。 本特区計画では、主に米沢キャンパス内にある以下の組織、施設との連携が図られることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部 ・ 大学院理工学研究科 ・ 地域共同研究センター ・ 大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL) <p>特定状況</p> <p>当該大学等を中心に、有機 EL に係る国家プロジェクト(平成 14 年度～18 年度)が展開されており、米沢キャンパス内に新たな研究施設を整備するなど今年度から本格的な研究に取り組むこととしている。本プロジェクトのリーダーである当該大学の城戸教授は、2000 年にノーベル化学賞を受賞したカリフォルニア大学サンタバーバラ校のヒーガー教授や海外の大手電気メーカー等との交流もあり、これら研究者やその紹介により、当該プロジェクト期間を通じて、外国人研究者を招聘することが考えられる。</p> <p>現在のところ、上記国家プロジェクトに参加する研究者として、中国からポストドクターを 2 名雇入れることとしている。(4 月から雇用することとして調整中とのこと。)</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)</p>
意見を聴いた日時	<p>平成15年2月27日、3月10日・25日</p>
意見を聴いた方法	<p>地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。</p>
意見の概要	<p>1．超精密技術を活用した新たな機能性素材やデバイス関連の研究分野での外国人研究者を招聘が考えられる。 2．また、有機ELに係る上記国家プロジェクトに参加する研究者として、中国からポストドクターを2名雇入れることとしている。(4月から雇用することとして調整中とのこと。) などから、特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。</p>
意見に対する対応	<p>1．特例措置の開始時期を早めることとした。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	有機エレクトロニクス研究所（仮称） （代表者 未定）
住所	山形県米沢市八幡原
概要	<p>平成 15 年度中に本県が財政支援し整備することとしている。施設等の計画概要は以下のとおり。</p> <p>施 設：米沢八幡原中核工業団地内の民間企業所有の工場を借上げて整備</p> <p>運営主体：財団法人山形県企業振興公社</p> <p>事業費：約 43 億円（7 年間） 主たる財源は、県補助金、上記公社基金</p> <p>研究期間：平成 15 年度から 21 年度の 7 年間</p> <p>研究員：雇用研究員 10 名、ポストドクター 7 名、 企業派遣研究員 13 人</p> <p>特定状況</p> <p>有機エレクトロニクスバレープロジェクトの中核として整備される当該研究所では、研究員（ポストドクターを含む 17 名）を国内外からの公募により採用することとしている。本プロジェクトのリーダーであり、2000 年にノーベル化学賞を受賞したカリフォルニア大学サンタバーバラ校のヒーガー教授や海外の大手電気メーカー等との交流がある山形大学の城戸教授の下へは、これら研究者やその紹介により国外からの応募も考えられる。</p> <p>研究員の公募については、今年度の早い時期から条件等を整理の上実施することとし、採用は秋頃と考えている。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	財団法人 山形県企業振興公社 (代表者 三浦 新 会長) (住所：山形市城南町一丁目16-1)
意見を聴いた日時	平成15年1月29日
意見を聴いた方法	当該特区検討委員として就任している同公社プロジェクトマネージャーに対して、計画骨子案を提示、説明の上、意見を聴いた。また、計画策定状況を踏まえて、随時情報交換を行った。
意見の概要	生産現場での規制の特例等、関連企業の集積に効果のある特例を導入する必要がある。
意見に対する対応	関連する企業等からの意見を聴取しながら、規制の特例項目の提案について、引続き積極的に取り組む。

別紙

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

（1）国立山形大学

（2）有機エレクトロニクス研究所（仮称）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

（1）国立山形大学

《機関》

名 称：国立山形大学

所在地：山形市小白川町一丁目4 - 12

概 要：当該大学には、県内3市に6学部が所在する。

本特区計画では、主に米沢キャンパス内にある以下の組織、施設との連携が図られることとしている。

- ・工学部
- ・大学院理工学研究科
- ・地域共同研究センター
- ・大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

《施設》

名 称：国立山形大学工学部（超精密技術分野における中核施設）

同大学地域共同研究センター（超精密技術分野における中核施設）

同大学大学院ベンチャービジネスラボラトリー

（超精密技術分野における中核施設）

所在地：米沢市城南四丁目3 - 16（米沢キャンパス内施設）

《事業内容》

国立山形大学工学部（米沢キャンパス内施設）において、超精密技術分野の研究活動若しくは研究事業活動に従事しようとする外国人を受入れる。

(2) 有機エレクトロニクス研究所 (仮称)

《機関》(運営主体)

名 称 : 財団法人 山形県企業振興公社

所在地 : 山形市城南町一丁目 1 6 - 1

概 要 : 国、県等が企画する各種産業施策の実施主体として平成 7 年に
設立。

《施設》

名 称 : 有機エレクトロニクス研究所 (仮称)

(有機エレクトロニクス技術分野における中核施設)

所在地 : 米沢市八幡原

概 要 : 米沢八幡原中核工業団地内の民間企業所有の工場を借上げて整備
主たる財源は、県補助金、上記公社基金
研究期間は、平成 15 年度から 21 年度の 7 年間
職員は、40 名程度 (内研究員 30 名)
基本的には採用は公募

《事業内容》

今年度中に県が財政支援して本特区内に整備予定の有機エレクトロニクス研究所において、研究に従事する外国人を受入れる。

[外国人の活動内容]

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究活動
(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

5 当該規制の特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究活動若しくは研究事業活動に従事しようとする外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請等について、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理を受ける。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	国立山形大学 （代表者 仙道 富士郎 学長）
住所	山形市小白川町一丁目4 - 1 2
概要	<p> 設立： 昭和 24 年 5 月 概要： 当該大学には、県内 3 市に 6 学部が所在する。 本特区計画では、主に米沢キャンパス内にある以下の組織、施設との連携が図られることとしている。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部 ・ 大学院理工学研究科 ・ 地域共同研究センター ・ 大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL) <p> 特定状況 当該大学等を中心に、有機 EL に係る国家プロジェクト（平成 14 年度～ 18 年度）が展開されており、米沢キャンパス内に新たな研究施設を整備するなど今年度から本格的な研究に取り組むこととしている。本プロジェクトのリーダーである当該大学の城戸教授は、2000 年にノーベル化学賞を受賞したカリフォルニア大学サンタバーバラ校のヒーガー教授や海外の大手電気メーカー等との交流もあり、これら研究者やその紹介により、当該プロジェクト期間を通じて、外国人研究者を招聘することが考えられる。現在、外国人ポストドクターを 2 名雇用する計画がある。（4 月から雇用することとして調整中とのこと。） </p> <p> 「メゾ構造制御による機能性新素材の創製と応用」等の先端分野の研究を行っている VBL では、過去 4 年間、中核的研究機関研究員を毎年 12 ～ 13 名、内外国人研究者を半数以上採用している。当該研究分野に限定しても毎年 2 ～ 3 名採用しており、平成 15 年度についても受入れる予定とのこと。 </p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	<p>国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)</p>
意見を聴いた日時	<p>平成15年2月27日、3月10日・25日</p>
意見を聴いた方法	<p>地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。</p>
意見の概要	<p>1．超精密技術を活用した新たな機能性素材やデバイス関連の研究分野での外国人研究者を招聘が考えられる。 2．また、有機ELに係る上記国家プロジェクトに参加する研究者として、中国からポストドクターを2名雇入れることとしている。(4月から雇用することとして調整中とのこと。) などから、 特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。</p>
意見に対する対応	<p>1．特例措置の開始時期を早めることとした。</p>

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	有機エレクトロニクス研究所（仮称） （代表者 未定）
住所	山形県米沢市八幡原
概要	<p>平成 15 年度中に本県が財政支援し整備することとしている。施設等の計画概要は以下のとおり。</p> <p>施設：米沢八幡原中核工業団地内の工場を借上げて整備 運営主体：財団法人山形県企業振興公社 事業費：約 43 億円（7 年間） 主たる財源は、県補助金、上記公社基金 研究期間：平成 15 年度から 21 年度の 7 年間 研究員：雇用研究員 10 名、ポストドクター 7 名、 企業派遣研究員 13 人</p> <p>特定状況</p> <p>有機エレクトロニクスバレープロジェクトの中核として整備される当該研究所では、研究員（ポストドクターを含む 17 名）を国内外からの公募により採用することとしている。本プロジェクトのリーダーであり、2000 年のノーベル化学賞を受賞したカリフォルニア大学サンタバーバラ校のヒーガー教授や海外の大手電気メーカー等との交流がある山形大学の城戸教授の下へは、これら研究者やその紹介により国外からの応募も考えられる。</p> <p>研究員の公募については、今年度の早い時期から条件等を整理の上実施することとし、採用は秋頃と考えている。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	財団法人 山形県企業振興公社 (代表者 三浦 新 会長) (住所：山形市城南町一丁目16-1)
意見を聴いた日時	平成15年1月29日
意見を聴いた方法	当該特区検討委員として就任している同公社プロジェクトマネージャーに対して、計画骨子案を提示、説明の上、意見を聴いた。また、計画策定状況を踏まえて、随時情報交換を行った。
意見の概要	生産現場での規制の特例等、関連企業の集積に効果のある特例を導入する必要がある。
意見に対する対応	関連する企業等からの意見を聴取しながら、規制の特例項目の提案について、引続き積極的に取り組む。

別紙

1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立山形大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

超精密技術分野の研究のために、山形大学の施設を国以外の者に使用させる。

5 当該規制の特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究のために、山形大学の施設を国以外の者に使用させる場合は、文部科学大臣は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)
意見を聴いた日時	平成15年2月27日、3月10日・25日
意見を聴いた方法	地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。
意見の概要	1．特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。(全ての項目) 2．国有施設の廉価使用の拡大による研究交流促進事業のうち、民間企業等が敷地を使用する具体的なケースについては当面の間想定されない。
意見に対する対応	1．特例措置の開始時期を早めることとした。 2．敷地の廉価使用について、本計画の特例措置項目から削除し、今後必要なケースが生じた場合は、追加申請することとする。

別紙

1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用容易化事業（705）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立山形大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

超精密技術分野の研究のために、山形大学の施設を国以外の者に使用させる。

5 当該規制の特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究のために山形大学の施設を国以外の者に使用させる場合、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると文部科学大臣が認めるときは、その使用を許可することができる。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長)
住所	山形市小白川町一丁目4 - 1 2
概要	<p>設立： 昭和 24 年 5 月</p> <p>概要： 当該大学には、県内 3 市に 6 学部が所在する。 本特区計画では、主に米沢キャンパス内にある以下の組織、施設との連携が図られることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工学部 ・ 大学院理工学研究科 ・ 地域共同研究センター ・ 大学院ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー (VBL) <p>特定状況</p> <p>当該大学の地域共同研究センターでは、民間企業等から研究者を受入れて共同研究を行っている。</p> <p>H13 年度実績： 共同研究件数 8 8 件 当該特区関連分野 2 1 件</p> <p>共同研究を行っている企業の中には、当該大学の研究施設の一部を占有したい旨の意向を示しているところがある。</p> <p>特区認定後直ちに、当該分野での共同研究を行っている企業等を対象にして、具体的な施設使用の希望内容の聞取りや制度の説明を行い、特例が活用されるよう作業を進めていきたい。</p> <p>米沢キャンパス内には、共用研究施設が整備され、またインキュベーション施設の整備計画があるなど研究施設の充実が図られていることから、民間企業等に占有させるスペースを確保することができる。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)
意見を聴いた日時	平成15年2月27日、3月10日・25日
意見を聴いた方法	地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。
意見の概要	1．特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。(全ての項目) 2．国有施設の廉価使用の拡大による研究交流促進事業のうち、民間企業等が敷地を使用する具体的なケースについては当面の間想定されない。
意見に対する対応	1．特例措置の開始時期を早めることとした。 2．敷地の廉価使用について、本計画の特例措置項目から削除し、今後必要なケースが生じた場合は、追加申請することとする。

別紙

1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（813）

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立山形大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

超精密技術分野の研究のために、山形大学の施設を国以外の者に使用させる場合に、廉価使用を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

（1）特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究のために、山形大学の施設を国以外の者が廉価使用する場合の範囲の拡大（国の研究と関連性のある研究を実施する者へ拡大）及び条件の緩和（当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める）措置を図る。

（2）適合性判断の根拠

当該国の機関において当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流実績が相当程度あり、かつ、その交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものであると認められること。

山形大学では、民間企業等と幅広い分野で超精密技術に係る共同研究等の交流を行っている。（平成13年度における関連分野での共同研究数は21件）

また、今後、大学の施設の使用等により民間企業等との交流を一層促進することにより、超精密技術の応用研究や有機エレクトロニクスに係る多種多様な研究、商品化・事業化が期待される。

当該国の機関の周辺に、当該国の研究機関が行う当該特定分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設が相当程度集積するものと見込まれること。

本県が財政支援して整備する有機エレクトロニクス研究所の外、特区における特例措置の提案・導入、県の優遇制度の活用等（関連事業）により、共同研究参加企業等の研究施設の集積が期待される。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)
意見を聴いた日時	平成15年2月27日、3月10日・25日
意見を聴いた方法	地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。
意見の概要	1．特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。(全ての項目) 2．国有施設の廉価使用の拡大による研究交流促進事業のうち、民間企業等が敷地を使用する具体的なケースについては当面の間想定されない。
意見に対する対応	1．特例措置の開始時期を早めることとした。 2．敷地の廉価使用について、本計画の特例措置項目から削除し、今後必要なケースが生じた場合は、追加申請することとする。

別紙

1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(8 1 5)

2 規制の特例措置の適用を受けようとする者

国立山形大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日から

4 特定事業の内容

超精密技術分野の研究のために、山形大学の施設を国以外の者に使用させる場合に、廉価使用を認める。

5 当該規制の特例措置の内容

超精密技術の確立、産業の集積に資すると認められる研究のために、山形大学の施設を国以外の者が廉価使用する場合の範囲の拡大(国の研究と関連性のある研究を実施する者へ拡大) 及び条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国に報告する場合についても廉価使用を認める) 措置を実施する場合、研究交流促進法第 11 条第 1 項及び第 2 項に掲げる要件の認定者を各省庁の長から山形大学長とし、かつ、文部科学大臣から財務大臣への協議を要しないこととする。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	国立山形大学 (代表者 仙道 富士郎 学長) (住所：山形市小白川町一丁目4 - 12)
意見を聴いた日時	平成15年2月27日、3月10日・25日
意見を聴いた方法	地域共同研究センター専任教員・事務局、工学部研究交流支援室長に対して計画骨子案を提示、説明の上、各特例措置の効果等について意見を聴いた。 また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。
意見の概要	1．特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。(全ての項目) 2．国有施設の廉価使用の拡大による研究交流促進事業のうち、民間企業等が敷地を使用する具体的なケースについては当面の間想定されない。
意見に対する対応	1．特例措置の開始時期を早めることとした。 2．敷地の廉価使用について、本計画の特例措置項目から削除し、今後必要なケースが生じた場合は、追加申請することとする。

別 紙

1 . 特定事業の名称

距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業（706）

2 . 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、管轄の税関官署から路程で 25km を超え概ね 100km 以内に保税蔵置場を設置しようとする者

3 . 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の計画変更の認定の日から

4 . 特定事業の内容

（1）事業内容

超精密技術関連産業の集積促進のためには、先導的な研究分野で産学官連携プロジェクトを推進し、地域固有の独創的な技術を確立することはもとより、エマージング諸国等で生産される価格競争力に優れた部材の調達の円滑化など、国際的な水平分業体制を整備することにより価格競争力の強化を図り、特区内の産業競争力全体を引き上げていくことが急務となっている。

このため、高速交通網の整備が近年急速に進展している本県の特性を活かし、管轄の税関官署である東京税関酒田税関支署山形出張所から、路程で 25km を超え概ね 100 km以内に位置する区域に所在する保税蔵置場において、外国貨物の輸入の取り扱いが可能となるよう、関税法基本通達 43 - 1（2）に規定する「保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件」の特例を活用するもの。

認定後、県としては、関連企業や団体等に対し本特例の周知を図り、その活用を促進するとともに、保税蔵置場の新たな設置の支援など、国際貨物の拡大が図られるよう環境の整備に努めていくこととする。

（2）事業が実施される区域

当該特例の活用事業が実施される区域は、米沢市、高畠町の2市町のうち管轄の税関官署から路程で 25km を超え概ね 100km に位置する区域。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の内容

関税法基本通達43-1(2)に規定する「保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件」について、現行規定では「管轄の税関の官署から概ね25km以内の場所にある施設であること」とされているものを、「交通施設等の整備状況からみて貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものとして内閣総理大臣の認定を受けた特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が約100km以内の場所にある施設」についても保税蔵置場の許可を行うことを可能とするもの。

(2) 適合性判断の根拠

地方公共団体が、その設定する特区及びその周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設の整備状況からみて、当該特区内において保税蔵置場の設置を促進することにより、外国貨物又は輸出をしようとする貨物の流通が相当程度増進されることが見込まれるものと認められること。

管轄の税関官署が所在する山形市と当該特例を導入予定の米沢市の区間のうち、南陽市～米沢間の約9kmについては、平成9年11月に東北中央自動車道が供用開始され約15分程度の時間短縮が図られている。

当該地域に輸入される国際貨物の主要な荷揚げ地である、京浜地区と当該地域を結ぶ区間のうち、東北自動車道福島JCT・米沢ICの約28kmについては、平成11年2月の施行命令を受けて既に一部工事に着手しており、約30分程度の時間短縮が期待されている。

また、県内の国際貨物の荷揚げ地である山形県酒田港と当該地域を結ぶ区間のうち、山形北IC・酒田みなとICの約116kmについて、平成13年8月に全線が開通し約70分程度の時間短縮が図られている。

さらに、東北地域の国際貨物の物流の拠点である宮城県仙台港と当該地域を結ぶ区間のうち、仙台南IC・仙台北港ICの約22kmについても、平成13年8月に全線が開通し約15分程度の時間短縮が図られている。

当該地域には超精密技術分野の産業集積があり、本特例を活用することにより、価格競争力に優れた部材の海外調達の円滑化など、国際的な水平分業体制の整備が図られ、産業競争力の強化が期待される。

特例の適用により、特区内の国際貨物の取扱量は当初ベースで年間約80億円程度増加するとともに、新たな保税蔵置場の設置も見込まれることから、通関量は順次拡大し、概ね5年後には約20%増の95億円程度になるものと期待される。

当初の増加見込み額は、管轄の税関官署である東京税関酒田税関支署山形出張所における平成14年の年間輸入取扱総額の94億4,788万5千円及び平成15年上半期の実績から換算した通年の通関見込額の約60億程度に匹敵する額であり、国際貨物の取扱量は相当程度増進するものと認められる。

当該特区内に所在する施設で、管轄の税関官署からの路程が概ね 100 キロメートル以内の場所にあること。

路程換算で約 50 k m である。(別紙参照)

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	<p>NECロジスティクス(株) (代表取締役社長 古勝 紀誠)</p>
住所	<p>米沢支店：山形県米沢市八幡原 1-1-26 (本社：神奈川県川崎市中原区小杉町 1 - 4 0 3)</p>
概要	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NECグループの物流子会社として昭和 47 年 2 月設立。 ・ 貨物自動車運送業のほか、航空貨物運送代理店業、通関業、輸出入業務の代行に関する業務等を行う。 ・ 計画区域内に所在するNECパーソナルプロダクツ米沢工場（NEC製パソコンの国内唯一の生産拠点、米沢市下花沢地内）のロジスティク業務を担当。 <p>特定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年 9 月 5 日付けで保税蔵置場の設置許可申請（IS 貨物限定条件付）を既に行っており、許可を取得次第保税蔵置の業務を行うこととしている。 ・ 田村倉庫(株)万世支店（米沢市万世町桑山字下松木 2723 番地 1）のスペースを借り受けて設置の予定。 ・ 当該特例の活用に加え、改正関税法に基づく非居住者による国際VMIを採用し、コスト削減と輸入に係るリードタイムの短縮を図ることとしている。 ・ 具体的な事業計画は別紙のとおり <p>注）IS 貨物限定条件付の保税蔵置場の許可</p> <p>関税法基本通達 4 3 - 1 (2) 「保税蔵置場の許可申請に係る施設の場所的要件」の(へ)に規定する「法第 4 3 条の 3 項第 1 項《外国貨物を置くことの承認》の規定により」外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設」のこと。</p> <p>注）非居住者によるVMI</p> <p>VMIとはVender Managed Inventory の略で、部品供給メーカーによる在庫管理をいう。</p> <p>今年 4 月関税法の改正で「非居住者によるVMI」が認められ、外国法人が国内ユーザーのために保税状態で国内の保税蔵置場まで搬送し、輸入申告の直前（あるいは搬出直前）まで在庫管理することが可能となった。</p>

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	NECロジスティクス株 (代表取締役社長 古勝 紀誠) (本社：神奈川県川崎市中原区小杉町1-403)
意見を聴いた日時	平成15年4月25日、5月12日、6月6日、9月8日
意見を聴いた方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同社国際事業部ソリューション部長、同部海上輸送部税関士等と特例措置の活用方策・効果等について意見を聴いた。 ・また、上記打合せの外、口頭、電子メール等で随時意見を聴いた。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・当該特定事業を活用に併せ、「非居住者によるVMI方式」による輸入方法を採用することにより、製品のコストダウンと輸入に係るリードタイムの短縮に大きく貢献することが期待される。 ・特定事業の開始時期は、できるだけ早い時期が望ましい。同社としては11月の早い時期を希望。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の税関支署とも情報交換を行い、特例の円滑な活用が図られるよう準備を進めることとした。

2 - 1 規制の特例措置を受ける主体の特定状況（既に特定されるもの）

名称	日本通運(株) 米沢航空支店 (代表取締役: 岡部正彦) (米沢航空支店長: 三上 茂)
住所	米沢市八幡原 5 - 3 9 4 8 - 7 (本社: 東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 3 号)
概要	<p>概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I A T A 代理店 ・ 輸出航空貨物及び輸出海上貨物の取り扱い業務を行う。 ・ 米沢市八幡原中核工業団地内のメーカーを中心に、置賜地域一円のエリアにクライアントを有する。 <p>特定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 10 年 3 月 24 日に保税蔵置場の許可を取得し、保税蔵置場に係る保管、在庫管理業務を行う。 ・ 輸出貨物に限り取り扱いを行う。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	日本通運(株) 米沢航空支店 (支店長 三上 茂) (住所：米沢市八幡原5 - 3948 - 7)
意見を聴いた日時	平成15年4月25日、6月6日、9月11日、10月6日
意見を聴いた方法	<ul style="list-style-type: none"> ・同社米沢支店長等と特例措置の活用方策・効果等について意見を聴いた。 ・また、上記打合せの外、口頭で随時意見を聴いた。
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・特例の活用を希望。 ・特例活用の経済的効果を広報するなど、当該特区内における輸出入企業に対しての支援を要望。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・所管の税関支署とも情報交換を行い、特例の活用が図られるよう準備を進めることとした。

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	山形市 (山形市長 吉村 和夫) (住所：山形市旅籠町二丁目3 - 25)
意見を聴いた日時	平成15年3月20日(直接説明) 3月25日(公文書に依頼)
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・県提案の「超精密技術領域」の企業が集積する本市においては、構造改革特別区域の認定により産業界の活性化につながることを期待する
意見に対する対応	

対象者	米沢市 (米沢市長 高橋 幸翁) (住所：米沢市金池五丁目2 - 25)
意見を聴いた日時	平成15年3月25日 平成15年10月6日
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により、山形大学を中心に超精密技術の集積が図られるとともに、地域内への産業集積が期待されるもので、構想の積極的な推進を期待する ・保税蔵置場の設置許可に係る特例の活用により、当該地域の国際貨物の流通量の増大が図られるものと期待する
意見に対する対応	

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	寒河江市 (寒河江市長 佐藤 誠六) (住所：寒河江市中央一丁目9 - 45)
意見を聴いた日時	平成15年3月20日(直接説明) 3月25日(公文書に依頼)
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・寒河江中央工業団地を中心に「超精密技術」分野の企業が集積しつつあり、特別区域の認定により産業集積の加速化が図られることを期待する
意見に対する対応	

対象者	上山市 (上山市長 阿部 實) (住所：上山市河崎一丁目1 - 10)
意見を聴いた日時	平成15年3月20日(直接説明) 3月25日(公文書に依頼)
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により既存企業の技術の高度化と産業集積を期待する
意見に対する対応	

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	天童市 (天童市長 遠藤 登) (住所：寒河江市中央一丁目9 - 45)
意見を聴いた日時	平成15年3月20日(直接説明) 3月25日(公文書に依頼)
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により既存企業の技術の高度化と産業集積を期待する
意見に対する対応	

対象者	東根市 (東根市長 土田 正剛) (住所：東根市中央一丁目1 - 1)
意見を聴いた日時	平成15年3月20日(直接説明) 3月25日(公文書に依頼)
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により既存企業の技術の高度化と産業集積を期待する
意見に対する対応	

4 法第4条第3項の規定により聴いた意見の概要

対象者	高畠町 (高畠町長 渡部 章) (住所：高畠町大字高畠436)
意見を聴いた日時	平成15年3月25日 平成15年10月8日
意見を聴いた方法	・市担当課に計画概要案の説明、意見聴取 ・文書による意見提案依頼
意見の概要	・特別区域の認定により、山形大学を中心に超精密技術の集積が図られるとともに、地域内への産業集積が期待されるもので、構想の積極的な推進を期待する ・保税蔵置場の設置許可に係る特例の活用により、当該地域の国際貨物の流通量の増大が図られるものと期待する
意見に対する対応	